

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

平成28年

目 次

議案第 91 号	平成28年度鎌倉市一般会計予算	1
議案第 92 号	平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計予算	11
議案第 93 号	平成28年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業 特別会計予算	16
議案第 94 号	平成28年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算	19
議案第 95 号	平成28年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算	24
議案第 96 号	平成28年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算	27
議案第 97 号	平成28年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算	30
議案第 98 号	鎌倉市本庁舎整備方針策定委員会条例の制定について	33
議案第 99 号	鎌倉市地域拠点校選定委員会条例の制定について	35
議案第 100 号	鎌倉市行政不服審査法施行条例の制定について	37
議案第 101 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について	40
議案第 102 号	鎌倉市消費生活センター条例の制定について	42
議案第 103 号	鎌倉市職員の退職管理に関する条例の制定について	45
議案第 104 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	48
議案第 105 号	鎌倉市住宅マスタープラン策定委員会条例の制定について	53
議案第 106 号	国指定史跡永福寺跡条例の制定について	55
議案第 107 号	鎌倉市個人情報保護条例及び鎌倉市情報公開条例の一部を 改正する条例の制定について	59
議案第 108 号	鎌倉市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	65
議案第 109 号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第 110 号	鎌倉市国民健康保険高額療養資金貸付条例を廃止する条例の 制定について	70
議案第 111 号	鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について	72
議案第 112 号	鎌倉市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	74
議案第 113 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	76

平成28年度鎌倉市一般会計予算

平成28年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,783,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
5 市税		35,445,943
	5 市民税	17,421,793
	10 固定資産税	13,647,485
	15 軽自動車税	141,812
	20 市たばこ税	843,800
	30 都市計画税	3,391,053
10 地方譲与税		234,000
	8 地方揮発油譲与税	75,000
	10 自動車重量譲与税	159,000
15 利子割交付金		71,000
	5 利子割交付金	71,000
16 配当割交付金		83,000
	5 配当割交付金	83,000
17 株式等譲渡所得割交付金		31,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	31,000
19 地方消費税交付金		2,716,000
	5 地方消費税交付金	2,716,000
20 ゴルフ場利用税交付金		25,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	25,000
30 自動車取得税交付金		79,000
	5 自動車取得税交付金	79,000
33 地方特例交付金		112,000
	5 地方特例交付金	112,000
35 地方交付税		20,000
	5 地方交付税	20,000
40 交通安全対策特別交付金		23,000

款	項	金 額
		千円
	5 交通安全対策特別交付金	23,000
45	分担金及び負担金	822,130
	5 負担金	822,130
50	使用料及び手数料	1,373,899
	5 使用料	531,960
	10 手数料	819,639
	15 証紙収入	22,300
55	国庫支出金	7,767,438
	5 国庫負担金	5,573,768
	10 国庫補助金	2,161,201
	15 委託金	32,469
60	県支出金	3,383,797
	5 県負担金	2,063,239
	10 県補助金	941,234
	15 委託金	379,324
65	財産収入	262,949
	5 財産運用収入	61,240
	10 財産売払収入	201,709
70	寄附金	209,946
	5 寄附金	209,946
75	繰入金	2,009,933
	5 基金繰入金	2,007,933
	10 他会計繰入金	2,000
80	繰越金	600,000
	5 繰越金	600,000
85	諸収入	2,131,365

款	項	金 額
		千円
	5 延滞金加算金及び過料	78,001
	10 市預金利子	1,800
	15 貸付金元利収入	1,537,330
	25 雑入	514,234
90 市債		3,381,800
	5 市債	3,381,800
歳 入 合 計		60,783,200

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		千円 430,035
	5 議会費	430,035
10 総務費		6,617,110
	5 総務管理費	5,197,968
	10 徴税費	742,919
	15 戸籍住民基本台帳費	465,680
	20 選挙費	130,094
	25 統計調査費	28,115
	30 監査委員費	52,334
15 民生費		24,974,335
	5 社会福祉費	12,891,178
	10 児童福祉費	9,953,203
	15 生活保護費	2,128,928
	20 災害救助費	1,026
20 衛生費		5,669,446
	5 保健衛生費	1,593,723
	10 清掃費	3,795,163
	15 環境対策費	280,560
25 労働費		88,056
	5 労働諸費	88,056
30 農林水産業費		104,652
	5 農業水産業費	104,652
35 商工費		624,808
	5 商工費	624,808
40 観光費		296,232
	5 観光費	296,232

款	項	金 額
		千円
45	土木費	7,594,491
	5 土木管理費	1,400,155
	10 道路橋りょう費	884,708
	15 河川費	103,037
	20 都市計画費	5,001,114
	25 住宅費	205,477
50	消防費	2,816,712
	5 消防費	2,816,712
55	教育費	6,482,003
	5 教育総務費	1,326,949
	10 小学校費	1,222,666
	15 中学校費	1,774,122
	20 社会教育費	1,806,238
	25 保健体育費	352,028
60	公債費	4,012,320
	5 公債費	4,012,320
65	諸支出金	1,023,000
	5 土地開発公社費	1,023,000
70	予備費	50,000
	5 予備費	50,000
歳 出 合 計		60,783,200

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
15 民生費	10 児福祉費	にしかまくら子どもの家 整備事業	31,796	28	22,258
				29	9,538
55 教育費	15 中学校費	大船中学校校庭整備改修事業	602,727	28	241,091
				29	361,636

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公共施設包括管理費 委託事業費	平成28年度から 平成31年度まで	千円 840,000
コンビニ交付システム 構築委託事業費	平成28年度から 平成29年度まで	14,580
投票所整理券印刷等 業務委託事業費	平成28年度から 平成29年度まで	4,610
にしかまくら子どもの家 設置事業費	平成28年度から 平成34年度まで	119,654
いわせ子どもの家 設置事業費	平成29年度から 平成33年度まで	118,480
岡本二丁目用地施設設計 業務委託事業費	平成29年度まで	104,487
学校給食調理委託事業費 (第一小学校・腰越小学校・西 鎌倉小学校・玉縄小学校)	平成28年度から 平成31年度まで	基準日における1校当たり1日 の推計給食数が401食から500食 までは60,000千円、501食から 600食までは63,000千円、601食 から700食までは69,000千円、 701食から800食までは75,000千 円、801食から900食までは 78,000千円、901食から1,000食 までは81,000千円を平成29年度 から平成31年度までの基本額と し、これに消耗品費として1食当 たり10円を推計総給食数に乘じ て得た額を加えた額に消費税相 当額を加えた額の合計額。
中学校給食初度費 調弁購入事業費	平成28年度から 平成29年度まで	42,916
中学校給食予約等 管理システム構築・ 運用委託事業費	平成28年度から 平成31年度まで	98,403
鎌倉市土地開発公社の 資金借入れに伴う金融機関 等に対する債務保証 (平成28年度設定分)	平成28年度から 平成29年度まで	5,310,164

第4表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	千円 1,030,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
道 路 整 備 事 業 費	57,100	同 上	同 上	同 上
都 市 計 画 事 業 費	809,900	同 上	同 上	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業 費	300,100	同 上	同 上	同 上
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 費	1,109,300	同 上	同 上	同 上
史 跡 保 存 事 業 費	74,800	同 上	同 上	同 上
合 計	3,381,800			

平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計予算

平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,974,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	分担金及び負担金	5,319
	5 負担金	5,319
10	使用料及び手数料	2,598,824
	5 使用料	2,598,141
	10 手数料	683
15	国庫支出金	717,947
	5 国庫補助金	717,947
25	繰入金	2,401,600
	5 他会計繰入金	2,401,600
30	繰越金	34,618
	5 繰越金	34,618
35	諸収入	12,692
	5 延滞金加算金及び過料	10
	10 貸付金元金収入	3,302
	15 雑入	9,380
40	市債	2,203,600
	5 市債	2,203,600
歳 入 合 計		7,974,600

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 1,940,721
	5 下水道総務費	1,940,721
10 事業費		1,733,789
	5 下水道整備費	1,733,789
15 公債費		4,295,090
	5 公債費	4,295,090
20 予備費		5,000
	5 予備費	5,000
歳 出 合 計		7,974,600

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
企 業 会 計 移 行 事 業 費	平 成 29 年 度 か ら 平 成 31 年 度 ま で	千円 80,272

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 費	千円 2,203,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

平成28年度鎌倉都市計画事業大船駅東口
市街地再開発事業特別会計予算

平成28年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
5 使用料及び手数料		千円 6,191
	5 使用料	6,191
10 繰入金		51,009
	5 他会計繰入金	51,009
15 繰越金		2,000
	5 繰越金	2,000
歳 入 合 計		59,200

歳 出

款	項	金 額
5 事業費		千円 57,200
	5 事業費	57,200
15 予備費		2,000
	5 予備費	2,000
歳 出 合 計		59,200

議案第 94 号

平成28年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,604,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
5 国民健康保険料		4,792,663
	5 国民健康保険料	4,792,663
10 一部負担金		4
	5 一部負担金	4
20 国庫支出金		3,530,238
	5 国庫負担金	3,476,620
	15 国庫交付金	53,618
25 療養給付費交付金		314,192
	5 療養給付費交付金	314,192
27 前期高齢者交付金		6,024,871
	5 前期高齢者交付金	6,024,871
30 県支出金		1,180,154
	3 県負担金	170,321
	5 県補助金	1,009,833
35 共同事業交付金		4,612,234
	5 共同事業交付金	4,612,234
38 財産収入		3
	5 財産運用収入	3
40 繰入金		2,105,916
	5 他会計繰入金	2,105,915
	10 運営基金繰入金	1
45 繰越金		20,000
	5 繰越金	20,000
50 諸収入		23,725
	5 延滞金及び過料	10,213
	10 雑入	13,512

款	項	金 額
歳 入 合 計		22,604,000

千円

歳 出

款	項	金 額
		千円
5 総務費		242,316
	5 総務管理費	151,303
	10 徴收費	90,401
	15 運営協議会費	612
10 保険給付費		13,538,910
	5 療養諸費	11,912,098
	10 高額療養費	1,532,574
	15 移送費	400
	20 出産育児諸費	79,838
	25 葬祭諸費	14,000
12 後期高齢者支援金等		2,724,405
	5 後期高齢者支援金等	2,724,405
14 前期高齢者納付金等		4,810
	5 前期高齢者納付金等	4,810
15 老人保健拠出金		2,168
	5 老人保健拠出金	2,168
17 介護納付金		1,055,294
	5 介護納付金	1,055,294
20 共同事業拠出金		4,806,047
	5 共同事業拠出金	4,806,047
25 保健事業費		199,435
	3 特定健康診査等事業費	184,031
	5 保健事業費	15,404
27 基金積立金		4
	5 基金積立金	4
30 諸支出金		20,611

款	項	金 額
	5 償還金利子及び還付加算金	千円 20,611
35 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		22,604,000

議案第 95 号

平成28年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成28年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ365,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
3 財産収入		千円 5,320
	5 財産運用収入	5,320
5 繰入金		359,680
	5 他会計繰入金	359,680
歳 入 合 計		365,000

歳 出

款	項	金 額
10 公債費		千円 365,000
	5 公債費	365,000
歳 出 合 計		365,000

平成28年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

平成28年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,699,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
5 介護保険料		3,536,289
	5 介護保険料	3,536,289
15 国庫支出金		3,536,043
	5 国庫負担金	2,892,272
	10 国庫補助金	643,771
20 県支出金		2,382,110
	5 県負担金	2,330,186
	15 県補助金	51,924
25 支払基金交付金		4,505,643
	5 支払基金交付金	4,505,643
30 財産収入		1,444
	5 財産運用収入	1,444
35 寄附金		1
	5 寄附金	1
40 繰入金		2,730,110
	5 一般会計繰入金	2,434,300
	10 基金繰入金	295,810
45 繰越金		7,595
	5 繰越金	7,595
50 諸収入		65
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	63
歳 入 合 計		16,699,300

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 345,802
	5 総務管理費	345,802
10 保険給付費		16,069,100
	5 介護サービス等諸費	16,069,100
12 地域支援事業費		274,353
	5 地域支援事業費	274,353
25 基金積立金		2,244
	5 基金積立金	2,244
30 諸支出金		7,601
	5 償還金及び還付加算金	7,601
35 予備費		200
	5 予備費	200
歳 出 合 計		16,699,300

議案第 97 号

平成28年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成28年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,237,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
5	後期高齢者医療保険料	3,111,253
	5 後期高齢者医療保険料	3,111,253
10	繰入金	2,099,010
	5 一般会計繰入金	2,099,010
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
20	諸収入	25,637
	5 延滞金、加算金及び過料	133
	10 償還金及び還付加算金	11,500
	15 雑入	14,004
	歳 入 合 計	5,237,900

歳 出

款	項	金 額
		千円
5 総務費		109,694
	5 総務管理費	109,694
10 広域連合納付金		5,113,206
	5 広域連合納付金	5,113,206
15 諸支出金		13,000
	5 償還金及び還付加算金	12,000
	10 繰出金	1,000
20 予備費		2,000
	5 予備費	2,000
歳 出 合 計		5,237,900

議案第 98 号

鎌倉市本庁舎整備方針策定委員会条例の
制定について

鎌倉市本庁舎整備方針策定委員会条例を次のように定める。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市公共施設再編計画に基づく鎌倉市役所本庁舎の整備方針について提言を行う鎌倉市本庁舎整備方針策定委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市本庁舎整備方針策定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市公共施設再編計画に基づく鎌倉市役所本庁舎の整備方針について、その策定に関する提言を行う鎌倉市本庁舎整備方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。

議案第 99 号

鎌倉市地域拠点校選定委員会条例の制定について

鎌倉市地域拠点校選定委員会条例を次のように定める。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市公共施設再編計画に基づく地域拠点校の選定について提言を行う鎌倉市地域拠点校選定委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市地域拠点校選定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市公共施設再編計画に基づき各行政地域内に1校設置する地域拠点校について、その選定に関する提言を行う鎌倉市地域拠点校選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共的団体が推薦する者

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。

議案第 100 号

鎌倉市行政不服審査法施行条例の制定について

鎌倉市行政不服審査法施行条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

行政不服審査法の改正に伴い、鎌倉市行政不服審査会を設置するほか、同法の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し、法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(弁明書に添付する書面)

第3条 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

- (1) 鎌倉市行政手続条例（平成10年12月条例第16号）第23条第1項の調書及び同条第3項の報告書
- (2) 鎌倉市行政手続条例第26条第1項に規定する弁明書

(手数料)

第4条 法第38条第1項の規定による書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料は、無料とする。

(準用)

第5条 前条の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項（他の法令で準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。

(審査会)

第6条 法第81条第1項の規定に基づき、鎌倉市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員3人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 第3項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 7 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 8 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任され

るものとする

10 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

11 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 101 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次の
ように定める。

平成28年 2 月 10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、鎌倉市職員の給与に関する条例等
の関係条例の規定の整理を行うものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第3項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条」に改める。

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 鎌倉市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年10月条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市職員の退職手当に関する条例（昭和30年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び市税条例の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(1) 鎌倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月条例第14号）第5条第2号

(2) 鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）第13条第1項
付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 102 号

鎌倉市消費生活センター条例の制定について

鎌倉市消費生活センター条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

消費者安全法の一部改正に伴い、鎌倉市消費生活センターの組織、運営等について定めるものである。

鎌倉市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項及び鎌倉市消費生活条例（昭和50年6月条例第1号。以下「条例」という。）第14条第3項の規定に基づき、鎌倉市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び住所等の公告)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) 消費生活センターの名称及び住所
- (2) 法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を行う日及び時間

(消費生活センターの長及び職員)

第3条 市長は、消費生活センターに、消費生活センターの事務（条例第14条第2項に定める事務をいう。以下同じ。）を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 市長は、消費生活センターに、消費生活相談員を置く。

2 前項の消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者とする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 市長は、消費生活センターにおける法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報

の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(消費生活条例の一部改正)

2 鎌倉市消費生活条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項を削る。

第14条第1項中「消費生活センター」を「鎌倉市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項については、別に条例で定める。

議案第 103 号

鎌倉市職員の退職管理に関する条例の制定について

鎌倉市職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、退職後に営利企業等に再就職した元職員に対し、現職職員への働きかけの規制、再就職情報の届出の義務付け及び再就職状況の公表について定めるものである。

鎌倉市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第38条の2第8項及び第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者(同条第1項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていた時の職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員(本市の小学校及び中学校に勤務する者に限る。))の職については、市教育委員会。以下同じ。)に規則で定める事項を届け出なければならない。

(任命権者による報告及び公表)

第4条 任命権者は、前条の規定により届出を受けた事項について、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、規則で定める事項を公表するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 104 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を
改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、等級別基準職務表等について定めるとともに、引用条項を整備するものである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

職員の受ける給料は、鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第3条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として、この条例の定めるところにより支給する。

第6条中第5項を第8項とし、第2項から第4項までを3項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 地方公務員法第25条第3項第1号の給料表（以下「給料表」という。）は、別表第1及び別表第2のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
- 3 地方公務員法第25条第3項第2号の等級別基準職務表は、別表第3のとおりとする。ただし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であつて規則で定めるものは、それぞれ同表の職務の級に分類されるものとする。
- 4 任命権者は、全ての職員の職務を前項に定める基準に従い、給料表の職務の級（以下「職務の級」という。）のいずれかに格付けし、給料表の規定により給料を支給しなければならない。

第8条第1項中「給料表における」を削り、「上位」を「上位の職務」に改め、同条第2項中「給料表における」を削り、「下位」を「下位の職務」に改める。

別表第1及び別表第2中 「」 を 「」 に改める。

別表に次の2表を加える。

別表第3

1 等級別基準職務表（一般職及び消防職）

職務 の級	基準となる職務	
	一般職	消防職
1 級	定例的な事務に従事する事務職員又は技術職員の職務	定例的な事務又は業務に従事する職員の職務

2 級	知識経験を必要とする事務に従事する事務職員又は技術職員の職務	知識経験を必要とする事務又は業務に従事する職員の職務
3 級	主事の職務	主事の職務
4 級	(1) 担当係長の職務 (2) 市立保育所又はあおぞら園の副園長の職務 (3) 中央図書館以外の図書館の館長の職務	担当係長の職務
5 級	課長補佐又は市立保育所若しくはあおぞら園の園長の職務	課長補佐の職務
6 級	(1) 課長の職務 (2) 作業センター、浄化センター又は教育センターの所長の職務 (3) 議会事務局、選挙管理委員会事務局又は監査委員事務局の次長の職務 (4) 中央図書館館長の職務 (5) 鎌倉国宝館副館長の職務 (6) 農業委員会事務局長の職務 (7) 課長代理の職務	(1) 副署長又は課長の職務 (2) 課長代理の職務
7 級	(1) 部又は消防本部の次長の職務 (2) 支所の所長の職務 (3) 会計管理者の職務 (4) 選挙管理委員会事務局長の職務 (5) 監査委員事務局長の職務	次長又は消防署長の職務
8 級	(1) 部長の職務 (2) 消防長の職務 (3) 議会事務局長の職務	消防長の職務

2 等級別基準職務表（技能労務職）

職務の級	基準となる職務
1 級	業務に従事する職員の職務
2 級	技能経験を必要とする業務に従事する職員の職務
3 級	高度な技能経験を必要とする業務に従事する職員の職務
4 級	業務主事の職務
5 級	担当係長の職務

（臨時職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 鎌倉市臨時職員の給与に関する条例（昭和26年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に、「基き」を「基づき」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

- (1) 鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年3月条例第10号）第1条
- (2) 鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和31年6月条例第17号）第1条
- (3) 鎌倉市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成19年3月条例第32号）第1条

(職員任用に関する条例の一部改正)

第4条 鎌倉市職員任用に関する条例（昭和31年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「職務の困難性、複雑性」を「複雑、困難」に改め、同条第2項中「規則で定める」を「鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第6条第3項に定めるところによる」に改め、同条第3項を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

- (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年9月条例第10号）第2条第2項第3号
- (2) 鎌倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第12号）第2条第1号
- (3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第25号）第2条第2項第4号

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 鎌倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 任免及び職員数に関する状況
- (2) 人事評価の状況
- (3) 給与の状況
- (4) 勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 休業に関する状況

- (6) 分限及び懲戒処分の状況
- (7) 服務の状況
- (8) 退職管理の状況
- (9) 研修の状況
- (10) 福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他市長が必要と認める事項

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成17年7月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「規則で」を「次の表に」に改め、同項に次の表を加える。

号給	基準となる業務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する業務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な業務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難かつ重要な業務

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 105 号

鎌倉市住宅マスタープラン策定委員会
条例の制定について

鎌倉市住宅マスタープラン策定委員会条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市住宅マスタープランの策定について必要な事項を調査審議する鎌倉市住宅マスタープラン策定委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市住宅マスタープラン策定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市住宅マスタープランの策定について必要な事項を調査審議する鎌倉市住宅マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 106 号

国指定史跡永福寺跡条例の制定について

国指定史跡永福寺跡条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

国指定史跡永福寺跡を公の施設として供用を開始するため、施設の設置及び管理について定めるものである。

国指定史跡永福寺跡条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、貴重な歴史遺産を保存するとともに、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と関心を高めるため、教育、学術及び文化にふれあう場として国指定史跡永福寺跡（以下「永福寺跡」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 永福寺跡の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
国指定史跡永福寺跡	鎌倉市二階堂209番

(休場日)

第3条 教育委員会は、必要があると認めるときは、永福寺跡を臨時に休場することができる。

(開場時間)

第4条 永福寺跡の開場時間は、4月から10月までの間は午前9時から午後5時まで、11月から3月までの間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。

(行為の禁止)

第5条 永福寺跡内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が永福寺跡の管理及び研究のため必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (7) ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (8) 喫煙すること。
- (9) 前各号のほか、永福寺跡の管理及び来場者の安全の確保に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第6条 永福寺跡内において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 鎌倉市都市公園条例（昭和41年10月条例第25号）別表第1の2の部区分の欄に掲げる行為を行うこと。

(2) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。

(3) 花火等火気を使用すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、永福寺跡の全部又は一部を独占して使用すること（次条第1項の許可を受けた場合を除く。）。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請に係る行為が史跡の保存及び景観並びに公衆の利用に支障を来しないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。

4 教育委員会は、第1項の許可に、永福寺跡の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

5 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出し、変更の許可を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものと認められるものであるときは、この限りでない。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

(占有)

第7条 永福寺跡の全部又は一部を占有しようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の許可について準用する。

(使用料等)

第8条 永福寺跡を使用し、又は占有する者（以下「使用者等」という。）は、次の各号に掲げる使用又は占有の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料又は占有料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

(1) 次号で規定する場合を除き、工作物その他の物件又は施設を設置し、永福寺跡を占有する場合 鎌倉市道路占用条例（昭和57年1月条例第12号）別表に掲げる区分に応じ、同表で定める額

(2) 第6条第1項第1号に掲げる行為をして永福寺跡を使用する場合 鎌倉市都市公園条例別表第1の2の部に掲げる区分に応じ、同表で定める額

2 前項の使用料等は、第6条第1項又は前条第1項の許可を行った後速やかに徴収する。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者等の責に帰さない理由により、使用し、又は占有することができないとき。

(2) 使用者等が使用開始又は占有開始の7日前までに使用又は占有の取消しを申し出た場合において、相当の理由があると認められるとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(権利の譲渡)

第11条 第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできない。

(損害賠償)

第12条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第6条第1項又は第5項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(3) 第7条第1項又は同条第2項の規定により準用する第6条第5項の規定に違反して永福寺跡の全部又は一部を占有した者

2 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 107 号

鎌倉市個人情報保護条例及び鎌倉市情報公開条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市個人情報保護条例及び鎌倉市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

行政不服審査法の改正に伴い、不服申立てに関する規定を整備するものである。

鎌倉市個人情報保護条例及び鎌倉市情報公開条例の一部を改正
する条例

(個人情報保護条例の一部改正)

第1条 鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

「第4章 不服申立て等」を「第4章 審査請求等」に改める。

第29条各号列記以外の部分中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定並びに次号及び第4号に規定する決定を除く。この号及び第31条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「裁決で、審査請求」に改め、同号ただし書中「開示決定等」を「個人情報の開示」に改め、同条第3号中「決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正請求に対する決定（訂正請求に係る個人情報の全部の訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「裁決で、審査請求」に改め、同条第4号中「決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止請求に対する決定（利用停止請求に係る個人情報の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「裁決で、審査請求」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第30条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第31条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「決定又は裁決」

を「裁決」に改める。

第32条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「諮問実施機関」の次に「(以下「審査請求人等」という。)」を加える。

第33条中「不服申立人、参加人又は諮問実施機関」を「審査請求人等」に、「与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる」を「与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第33条の次に次の2条を加える。

(意見書等の提出)

第33条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第33条の3 審査会は、必要があると認めるときは、審査会が指名する委員(以下「指名委員」という。)に、第32条第4項の規定による調査をさせ、又は第33条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。この場合において、指名委員は、審査請求人等の陳述の概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

第34条を次のように改める。

(提出資料の写しの送付等)

第34条 審査会は、第32条第3項若しくは第4項又は第33条の2の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第36条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(情報公開条例の一部改正)

第2条 鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第6条第1号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求等」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「公開決定等」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）」を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求」に改め、同号ただし書中「公開決定等」を「行政文書の公開」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第18条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求

に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。)」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改める。

第20条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第21条第4項中「、不服申立人」を「、審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第22条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる」を「与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第22条の次に次の2条を加える。

(意見書等の提出)

第22条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第22条の3 審査会は、必要があると認めるときは、審査会が指名する委員(以下「指名委員」という。)に、第21条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。この場合において、指名委員は、審査請求人等の陳述の概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

第23条を次のように改める。

(提出資料の写しの送付等)

第23条 審査会は、第21条第3項若しくは第4項又は第22条の2の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、

審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第25条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中鎌倉市情報公開条例第6条第1号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る諾否の決定処分又は個人情報の開示の請求に係る不作為についての不服申立てであって、施行日前にされた諾否の決定処分又は施行日前にされた開示の請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 行政文書の公開の請求に係る決定処分又は不作為についての不服申立てであって、施行日前にされた決定処分又は施行日前にされた公開の請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

議案第 108 号

鎌倉市旅費支給条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

旅費のうち日当を廃止するとともに、新たに災害派遣料の支給について定めるものである。

鎌倉市旅費支給条例の一部を改正する条例

鎌倉市旅費支給条例（昭和26年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第6項中「日当」を「災害派遣料」に改める。

第10条を次のように改める。

（災害派遣料）

第10条 災害派遣料の額は、1日につき3,970円とする。

2 災害派遣料は、職員が災害応急対策又は災害復旧のために市外に旅行した場合に限り、支給する。

3 前項の規定にかかわらず、災害派遣料は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の災害派遣手当を支給される場合にあつては支給しない。

第12条第1項第1号中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第17条中「日当を除くほか」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第11条）

区 分		宿泊料 (1夜につき)
1号	市長、副市長及び教育長	円 14,000
2号	8級以下の職務にある者	13,000

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（実費弁償条例の一部改正）

2 鎌倉市実費弁償条例（昭和26年9月条例第35号）の一部を次のように改める。

第2条第4項中「（日当は除く。）」を削る。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による改正前の旅費支給条例の一部改正）

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月条例第47号。以下「整備条例」という。）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備条例第1条の規定による改正前の鎌倉市旅費支給条例（以下「旧旅費支給条例」という。）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第6項中「日当」を「災害派遣料」に改める。

第10条を次のように改める。

（災害派遣料）

第10条 災害派遣料の額は、1日につき3,970円とする。

2 災害派遣料は、職員が災害応急対策又は災害復旧のために市外に旅行した場合に限り、支給する。

3 前項の規定にかかわらず、災害派遣料は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項の災害派遣手当を支給される場合にあつては支給しない。

第12条第1項第1号中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第17条中「日当を除くほか」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第11条）

区 分		宿泊料 (1夜につき)
1号	市長及び副市長	円 14,000
2号	8級以下の職務にある者	13,000

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

（経過措置）

4 改正後の鎌倉市旅費支給条例及び前項の規定による改正後の旧旅費支給条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 109 号

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市にかいどう子どもの家「めだか」及び鎌倉市おなり子どもの家「こばと」の利用定員を変更するものである。

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例

鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市にかいどう子どもの家「めだか」の項中「39人」を「54人」に改め、同表鎌倉市おなり子どもの家「こぼと」の項中「72人」を「97人」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 110 号

鎌倉市国民健康保険高額療養資金貸付条例を
廃止する条例の制定について

鎌倉市国民健康保険高額療養資金貸付条例を廃止する条例を次の
ように定める。

平成28年 2 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

高額療養資金貸付制度を廃止するため、本条例を廃止するもので
ある。

鎌倉市国民健康保険高額療養資金貸付条例を廃止する条例

鎌倉市国民健康保険高額療養資金貸付条例（昭和53年3月条例第33号）は、
廃止する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 111 号

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市建築基準条例の一部を改正する条例

鎌倉市建築基準条例（平成26年12月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第51条中「第129条の2第2項」を「第129条第2項」に改める。

第52条中「第129条の2の2第2項」を「第129条の2第3項」に改める。

付 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

議案第 112 号

鎌倉市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

消防団と消防本部との連携強化のため、消防団本部に新たに本団部長の職を設けるとともに、消防団員の報酬の年額の引上げを行うものである。

鎌倉市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

鎌倉市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条）

職名	支給額
	円
団長	79,800
副団長	66,600
本団部長及び分団長	51,600
副分団長	42,000
部長	36,600
班長	32,400
団員	31,200

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 113 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、新たに追加された設備についての離隔距離を定めるものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 厨房設備の部気体燃料の款不燃以外の項及び不燃の項中「ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ」を「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に改め、同表調理用器具の部中「、卓上型グリル付こんろ」を「・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に改め、同表電気こんろの部、電気レンジの部及び電磁誘導加熱式調理器の部を次のように改める。

電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2
							20		20
							注8		注8
							10		10
							注9		注9
					4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2
							15		15
							注8		注8
						10		10	
						注9		注9	
				4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	
						10		10	
						注8		注8	
						注9		注9	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2	2	2	
						10		10	
					注9		注9		
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0		0		
					0		0		
					注8		注8		
					注9		注9		
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	80	0		0		
					0		0		
					注9		注9		

別表第1 備考11中「離隔距離（）」の次に「こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における」を加え、同表備考12を次のように改める。

12 注9については、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。